

# 都市計画道路の計画線の相談について

平成 30 年 5 月 9 日

都市整備局都市づくり政策部都市計画課では、都市計画相談窓口（下図参照）を設置し、都市計画に関する各種相談に応じています。

このうち、区部の都市計画道路（一部の区移管道路、事業中・完成区間を除く）の計画線の位置に関しては下記のとおり受付していますので、ご案内します。

## 1 相談時間について

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）（土曜、日曜、祝日は休みです。）  
窓口の混雑を避けるため、午前中は11時30分まで、午後は4時30分までに受付に来て頂くようご協力をお願いします。

## 2 持参いただく図面等について

付近案内図（町丁目・街区番号が読み取れる地図や住宅地図の写し等）をご持参ください。

## 3 電話相談について

電話では、区部の都市計画道路の概要をご説明しますが、敷地と計画線の位置関係については、電話での把握は困難であるため相談には応じておりません。

## 4 その他留意していただく事項について

### (1) 他の部署におたずねいただく事項

#### ●事業中の都市計画道路

国が事業者の場合 : 「関東地方整備局の各国道事務所」  
東京都が事業者の場合 : 「東京都建設局の各建設事務所等」  
区が事業者の場合 : 「各区の建設部又は土木部等」

} にお問合せください。

#### ●区移管の都市計画道路

各区の都市計画道路担当部署で相談を受けています。  
（区移管道路かどうかは区か当係へお問合せください。）

#### ●多摩地域の都市計画道路

各市町村の都市計画道路担当部署で相談を受けています。（外環の2は除く）

#### ●現況道路の幅員

国道 : 東京国道事務所の各出張所  
都道 : 東京都建設局の各建設事務所  
区道 : 各区の建設部又は土木部

} にお問合せください。

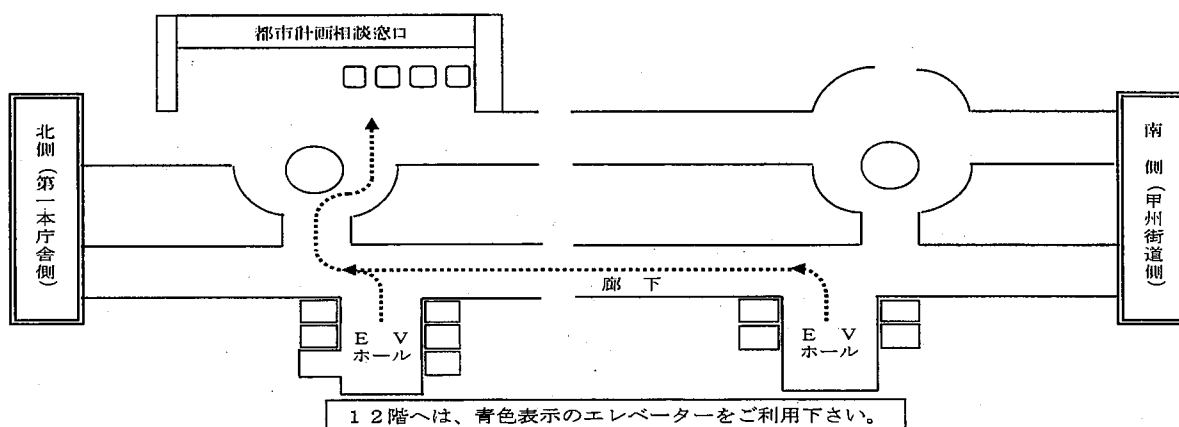
### (2) 都市計画道路図面（1/2500 道路網図、都市計画決定図書）等のコピー

都市計画法第20条により縦覧に供しており、コピーには応じておりません。

### (3) 都市計画道路線の図示

都市計画線の位置は、参考図を用いて口頭説明しており、計画線の記入は応じておりません。

## 5 相談窓口の案内 【都庁第二本庁舎12階平面図】



### ※ 上記についての問い合わせ先は

|     |                  |              |       |                |
|-----|------------------|--------------|-------|----------------|
| 東京都 | 都市整備局            | 都市づくり政策部     | 都市計画課 | 都市計画相談担当       |
| 住所  | 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 |              |       | (都庁第二本庁舎12階北側) |
| TEL | (代表)             | 03-5321-1111 | (内線)  | 30-245~247     |
|     | (直通)             | 03-5388-3213 |       | 30-251~252     |